

○議長（茅沼隆文）

日程第7 議案第11号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第11号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回ご提案させていただいております内容について、ご説明をしたいと思います。

今回、非常勤職員の中の徴収嘱託員報酬につきまして、時間額及び徴収割額で構成されております、徴収嘱託員の報酬の中の時間額についての改正でございます。

開成町非常勤職員取扱い規則で定めております賃金単価が、昨年10月18日に改正されました、神奈川県最低基準を基準として定められておりますことから、一般事務を取り扱います非常勤職員の賃金と徴収嘱託員の報酬との均衡を図るため、徴収嘱託員の報酬の時間額の単価を条例改正しようとするものでございます。

別表第45号で、徴収嘱託員の報酬をお示ししてございますけれども、改正後で時間額940円、改正前の額で920円で、改正前に比べてプラス20円として改めるものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきたいと思います。議案を朗読させていただきます。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正

する。

こちらは別表の中の第４５号になりますが、改正後で９４０円の時間割額でございます。これが改正前では、時間額９２０円で行っていました。

それでは、附則でございます。この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第１１号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。